

第25期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

事業報告

事業の経過及びその成果
財産及び損益の状況の推移
主要な事業内容
会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び運用状況

連結計算書類

連結財政状態計算書
連結損益計算書
連結持分変動計算書
連結注記表

連結監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告書

計算書類に係る会計監査人の監査報告書
監査委員会の監査報告書

第25期（2025年1月1日～2025年12月31日）

株 式 会 社 ジーエヌアイグループ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求を頂いた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

事業報告

(自 2025年1月1日)
(至 2025年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2025年の世界経済は、米国の関税政策による貿易環境への影響や、紛争の長期化など、地政学リスクの高まりを背景に、景気の先行きに対する不透明感が強まる一年となりました。我が国においては、物価上昇が継続する中、賃金の上昇や観光需要の回復を背景に、景気は緩やかな持ち直しが見られました。一方で、家計負担の軽減および持続的な経済成長の実現が引き続き課題となっております。当社が属するバイオテクノロジーセクター及び東証グロース市場につきましては、日本の政策金利の引き上げなどの影響により、軟調な推移となりました。このような環境下、株式会社ジーエヌアイグループ（以下「当社」）及びその関係会社（以下合わせて「当社グループ」）の経営状況は、以下のようなものでありました。

製薬及び創薬事業（医薬品事業）におきまして、当社グループの主要子会社である Gyre Pharmaceuticals Co., Ltd.（北京コンチネント）（以下「GYRE Pharmaceuticals」）の研究開発は、次期製品の有力な候補である慢性B型肝炎起因の肝線維症を適応としたF351の第3相臨床試験を2024年10月に中国にて完了し、2025年5月に第3相臨床試験の結果を発表いたしました。新薬承認申請（NDA）につきましては、中国国家薬品监督管理局（NMPA）の医薬品評価センター（CDE）との間で、事前協議（Pre-NDA Meeting）を完了し、2026年の上半期に条件付き承認制度を活用したNDAの申請を目指しております。並行して、米国ナスダック市場に上場する当社子会社のGyre Therapeutics, Inc.（以下「GYRE」）は、米国にてMASH（代謝機能障害関連脂肪肝炎）関連肝線維化を適応症とするF351の第2相臨床試験を2026年に開始する予定です。製薬事業（医薬品事業）の当連結会計年度の売上はEtoresol®（ニンテダニブエシル酸塩ソフトカプセル）の発売遅延及び集中購買の影響があったものの、アイスリーユの売上が過去最高を記録し前連結会計年度を上回り17,314百万円（前連結会計年度比9.3%増）となりました。

Cullgen Inc.（以下「Cullgen」）は、米国及び中国を中心に革新的な新薬の研究開発を行っている米国子会社です。独自の標的タンパク質分解誘導技術プラットフォームuSMITE™（ubiquitin-mediated, small molecule induced target elimination）を活用した創薬に引き続き邁進しております。アステラス製薬株式会社（以下「アステラス製薬」）と革新的なタンパク質分解誘導剤創出に向けた共同研究及びオプション

ン契約を締結しており、本戦略的提携におけるアステラス製薬との共同研究を進めております。

同社初のTRK分解剤の抗がん剤候補としてCG001419（開発コード）の第1／2相臨床試験を中国にて進めており、容量拡大パートの被験者登録は2026年第1四半期に開始される見込みです。また、追加の適応症として急性及び慢性疼痛を対象とした第1相臨床試験を2025年12月にオーストラリアにて完了しました。2026年上半年期に米国で外反母趾切除術による急性疼痛を対象とした第2相臨床試験を開始する予定です。また、中国及び米国で開発を進めている悪性血液腫瘍（白血病）治療薬であるCG009301（開発コード）の第1相臨床試験を2025年4月より開始しております。他の複数のプログラムにつきましても、臨床試験開始を目指して研究開発を進めております。

メドテック（生体材料）事業（医療機器事業）に関しまして、Berkeley Advanced Biomaterials LLC（以下「BAB」）とBerkeley Biologics LLC（以下「BB」）を中心にBBは皮膚由来製品であるAccellodermや骨由来製品であるD-fiber等の製品開発を行うと同時に胎盤由来製品の大口受注により、当連結会計年度の売上は7,584百万円（前連結会計年度比46.2%増）、営業利益は1,274百万円（前連結会計年度比35.3%増）と予算を上回り過去最高となりました。また、2025年12月に株式会社Z00 LABO（以下「Z00 LABO」）の買収を発表し、2026年度より日本の事業としてメドテック事業に組み入れられます。

【セグメント別の経営成績】

医薬品事業

当連結会計年度の医薬品事業セグメントの売上収益とセグメント損失は、それぞれ19,158百万円（前連結会計年度比4.7%増）、4,005百万円（前連結会計年度は371百万円のセグメント利益）となりました。医薬品事業セグメントの売上収益の増加は、GYRE Pharmaceuticalsの主力製品であるアイスーリュイの中国市場での売上収益が過去最高を記録したためです。一方のセグメント利益の大幅な減少は、株式報酬費用の増加及び下記に記載しております前連結会計年度におけるGNI USA, Inc.（以下「GNI USA」）との関係会社長期貸付金精算に伴う為替換算差額累積額の戻入益の配分によるものです。

医療機器事業

医療機器事業セグメントの売上収益とセグメント利益は、それぞれ7,681百万円（前連結会計年度比44.7%増）、533百万円（前連結会計年度比48.2%減）となりました。医療機器事業セグメントの売上収益の増加は、BBの売上収益が好調に推移したためです。一方のセグメント利益の減少は、主に下記に記載しております前連結会計年度におけるGNI USAとの関係会社長期貸付金精算に伴う為替換算差額累積額の戻入益の配分によるものです。当該配分額の影響を除くと、医療機器事業自体のセグメント利益は順調な伸長となりました。

前連結会計年度におけるGNI USAとの間の関係会社長期貸付金に係るその他の収益の計上

GNI USAとの間の関係会社長期貸付金精算に伴う為替換算差額累積額の戻入益1,622百万円（2024年1月18日適時開示しております。）について、下記の通り医薬品事業及び医療機器事業への売上収益に基づく配分を行っております。

医薬品事業	： 1,262百万円
<u>医療機器事業</u>	<u>： 360百万円</u>
合計	： 1,622百万円

① 当連結会計年度の経営成績の概況

連結経営成績概要

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	差額
売上収益	23,611	26,840	3,228
売上総利益	18,037	19,993	1,956
営業利益 (△損失)	1,402	△3,471	△4,873
当期利益 (△損失)	△9	△7,150	△7,141

売上収益及び売上総利益

当連結会計年度においては、当社グループの売上収益は26,840百万円（前連結会計年度比13.7%増）となりました。売上総利益は19,993百万円（前連結会計年度比10.8%増）となりました。主な理由は、GYRE Pharmaceuticalsの主力製品であるアイスーリュイの中国市場での売上収益が過去最高を記録したためです。

営業損失

営業損失は、3,471百万円（前連結会計年度は1,402百万円の営業利益）となりました。主な理由は、Cullgenにおける臨床試験前と臨床試験の進展による研究開発費の増加によるものです。

当期損失

当期損失は、7,150百万円（前連結会計年度は9百万円の当期損失）となりました。主な理由は、法人所得税費用の増加によるものです。

② 販売費及び一般管理費の明細、研究開発費

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	差額
販売費及び一般管理費	△15,771	△18,989	△3,217
人件費	△5,074	△7,693	△2,618
研究開発費	△2,811	△3,298	△486

販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、18,989百万円（前連結会計年度比20.4%増）となりました。この販売費及び一般管理費の増加は、主に株式報酬費用の増加によるものです。

研究開発費

当連結会計年度の研究開発費は、主にCullgenにおける臨床試験前と臨床試験の進展により、3,298百万円（前連結会計年度比17.3%増）となりました。

③ 金融収益及び金融費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	差額
金融収益	707	578	△128
金融費用	△1,880	△1,750	129

金融収益

当連結会計年度の金融収益は、578百万円（前連結会計年度比18.2%減）となりました。この金融収益の減少は、主に受取利息の減少によるものです。

金融費用

当連結会計年度の金融費用は、1,750百万円（前連結会計年度比6.9%減）となりました。この金融費用の減少は、主に為替差損の減少によるものです。

④ 連結財政状態

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	差額
資産合計	71,942	83,791	11,848
負債合計	32,229	31,948	△280
資本合計	39,713	51,842	12,128

資産合計

当連結会計年度末における資産合計は、83,791百万円（前連結会計年度末比16.5%増）となりました。この資産の増加は、主に新株の発行による現金及び現金同等物の増加によるものです。

負債合計

当連結会計年度末における負債合計は、31,948百万円（前連結会計年度末比0.9%減）となりました。この負債の減少は、主に短期借入金の減少によるものです。

資本合計

当連結会計年度末における資本合計は、51,842百万円（前連結会計年度末比30.5%増）となりました。この資本の増加は、主に新株の発行による資本金及び資本剰余金の増加によるものです。

⑤ 研究開発活動

〔研究活動〕

当社グループの創薬研究では、Cullgenを中心に革新的な新規開発候補化合物（NCE）の開発を目指しております。Cullgenは、がん、疼痛、及び自己免疫疾患に対する酵素及び非酵素タンパク質を標的とした複数の新規化合物を含む創薬パイプラインの拡充のための研究開発を進めております。

2023年6月に、Cullgenはアステラス製薬と、革新的なタンパク質分解誘導剤創出に向けた共同研究及び独占的オプション契約を締結いたしました。本戦略的提携において、両社は新規E3リガンドを活用したCullgen独自の技術プラットフォームuSMITE™とアステラス製薬の創薬及び商業化能力を融合し、複数の標的タンパク質分解誘導剤の創出を目指します。Cullgenとアステラス製薬は臨床開発対象の化合物を見出すための共同研究を行い、アステラス製薬は見出された分解剤の開発及び商業化を担います。乳がんやその他の固形がんを対象として、アステラス製薬が同定したリードプログラムである細胞周期タンパク質に対する分解誘導剤候補化合物も含むアステラス製薬との共同研究を進めております。

〔開発活動〕

■アイスーリュイ〔中国語：艾思瑞®、英語：ETUARY®（一般名：ピルフェニドン）〕－GYRE Pharmaceuticals

GYRE Pharmaceuticalsは、アイスーリュイの適応を以下の疾患に拡大する臨床試験を進めております。

- ・糖尿病腎症（DKD）：第1相完了、今後の進め方を中国当局と継続協議中
- ・結合組織疾患（CTD-ILD）を伴う間質性肺疾患（全身性硬化症（強皮症、SSc-ILD）と皮膚筋炎（DM-ILD））：第3相臨床試験継続中
- ・じん肺治療薬（Pneumoconiosis, PD）：第3相臨床試験継続中（被験者登録完了）
- ・免疫関連肺炎（CIP）の有無にかかわらず放射線誘発性肺障害（RILI）：2026年上半年期にアダプティブ・デザイン第2/3相臨床試験を開始予定

■F351（一般名：ヒドロニドン）－GYRE Pharmaceuticals及びGYRE

F351は肝線維症向け治療薬候補として、当社グループの医薬品ポートフォリオにおける重要な新薬候補であり、世界の主要医薬品市場への参入に向けた戦略において非常に重要なものとなります。当社独自の見解では、F351は、ブロックバスター（一般的に年間売上が10億ドルを超えるとされる医薬品）と期待される新薬候補です。

GYRE Pharmaceuticalsは2024年10月、中国における慢性B型肝炎に起因する肝線維症患者を対象とした第3相臨床試験を完了しました。2026年上半期に新薬承認申請（NDA）を見込んでおります。

GYREは、米国にてMASH（代謝機能障害関連脂肪肝炎）関連肝線維化を適応症とするF351の第2相臨床試験を2026年に開始する予定です。

■F573（急性肝不全（ALF）・慢性肝不全の急性増悪（ACLF）治療薬）－GYRE Pharmaceuticals

急性肝不全（ALF）や慢性肝不全の急性増悪（ACLF）の治療薬として、F573の第2相臨床試験を中国にて実施しております。

■F230（肺動脈性肺高血圧症治療薬）－GYRE Pharmaceuticals

F230は、肺動脈性肺高血圧症の治療薬です。2024年5月に、GYRE Pharmaceuticalsは中国においてINDの承認を受け、2025年6月に第1相臨床試験を開始いたしました。

■F528（慢性閉塞性肺疾患（COPD）治療薬）－GYRE Pharmaceuticals

F528は、複数の炎症性サイトカインを抑制する新規の抗炎症剤であり、慢性閉塞性肺疾患（COPD）の進行を軽減する可能性のある新薬候補として中国にて2026年にIND申請を予定しております。

■CG001419（TRK分解剤）－Cullgen

CG001419は、業界初の選択的かつ強力な標的タンパク質分解誘導剤を活用した経口剤として開発を進めております。2023年7月に、同社初となる第1／2相臨床試験を中国にて開始し、容量拡大パートの被験者登録は2026年第1四半期に開始される見込みです。また、2025年12月にオーストラリアにて急性及び慢性疼痛を対象とした第1相臨床試験が完了し、2026年上半期に米国で外反母趾切除術による急性疼痛を対象とした第2相臨床試験を開始する予定です。

■CG009301（悪性血液腫瘍（白血病）治療薬）－Cullgen

CG009301は、GSPT1タンパク質を標的とした新規の分解薬であり、2024年10月に国家薬品监督管理局（NMPA）によりINDが承認され、2025年4月に第1相臨床試験を開始いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

≪ IFRS ≫

(単位：百万円)

区 分	第22期 (2022年1月1日～ 2022年12月31日)	第23期 (2023年1月1日～ 2023年12月31日)	第24期 (2024年1月1日～ 2024年12月31日)	第25期 (当連結会計年度 (2025年1月1日～ 2025年12月31日))
売上収益	17,418	26,010	23,611	26,840
営業利益 (△損失)	1,377	13,108	1,402	△3,471
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (△損失)	388	8,094	1,098	△4,244
基本的1株当たり 当期利益 (△損失)	8円19銭	169円50銭	21円96銭	△80円90銭
資産合計	33,906	64,269	71,942	83,791
資本合計	19,810	36,504	39,713	51,842

(注) 第25期(当連結会計年度)につきましては、1. (1) 「事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

(3) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

① 医薬品事業

基本創薬活動…当社グループが独自に開発した(もしくは外部からライセンスを受けた)創薬候補化合物等の開発から、製造及び販売まで自社グループで行っております。

創薬インフラ活動…新薬開発に向け、当社グループが独自に(もしくは外部の製薬企業との共同研究を通じて)各種実証実験や前臨床試験などを実施しております。

② 医療機器事業

当社グループが独自に開発した医療機器(生体材料)の製造及び販売、医療機器選任製造販売業者(DMAH, Designated Marketing Authorization Holder)サービス、治験国内管理人(ICC, In-country Caretaker Service for Clinical Trial)サービス、歯科技工物の作製、CAD/CAMを用いた歯科技工業及び歯科医院コンサルティングを提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人または当社子会社の役員及び使用人に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

① 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額 94百万円

② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 3百万円

- (注) 1. 監査委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定根拠を精査した結果、当該報酬は適正であることを確認のうえ、報酬等に同意しております。
2. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である海外募集による新株式発行時のコンフォートレターの作成を委託しております。

(3) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

97百万円

- (注) 当社の重要な子会社のうち在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ① 監査委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意により、会計監査人を解任します。
- ② 監査委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し取締役会に提出します。

(5) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

[体制]

- (1) 執行役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス体制に係る規程を制定するとともに、執行役及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を定め、規範とします。また、その徹底を図るため、コンプライアンス部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行い、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的に取締役会及び監査委員会に報告されます。当社の事業活動又は取締役及び従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに社内を設置する窓口に通報・相談するシステムを整備しております。
 - ② 執行役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規則の制定及び周知徹底を図るとともに、「取締役会規程」を遵守します。
 - ③ CEO監督のもと設置された内部監査部門は、「内部監査規程」に従って監査を実施し、CEO・監査委員会宛に改善の勧告を行っております。
- (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- 「文書保存管理規程」に従い、執行役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存します。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 経営企画部門担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、経営企画部において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。新たに発生したリスクにつきましては速やかに担当部署を定めます。経営企画本部がグループ各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に内部監査人、経営企画部門担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定しております。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、執行役の職務の執行の効率化を図っております。

- ① 職務権限・職務分掌を定めるものとして「組織規程」を制定
- ② 取締役並びに執行役を構成員とする経営会議の設置
- ③ 経営会議及び取締役会による部門毎の業績目標と予算設定、月次及び四半期業績管理の実施
- ④ 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する内部監査人は取締役会が任命し、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示及び要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築するとともに「関係会社管理規程」を制定しております。
- ② 当社執行役及び子会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。
- ③ 内部監査人は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果をCEO・監査委員会及びコンプライアンス部及び経営企画担当取締役に報告し、コンプライアンス部は、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

(6) 監査委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会からその職務を補助すべき従業員を置くことを求められた場合、監査委員会の職務を補助する組織を設置し、監査業務を補助する専任職員を置きます。監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、経営企画部部長等の指揮命令を受けないものとします。

- (7) 執行役及び従業員が監査委員会に報告するための体制その他監査委員会への報告に関する体制及びその他監査委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに、監査委員に当該事実を報告するものとします。なお、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁止します。

監査委員は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席することができます。監査委員会は会計監査人及び財務経理部から定期的に報告を受け、財務報告の適正性につきまして確認ができる体制をとります。

監査委員会と代表執行役社長との間で定期的に意見交換を実施することとしております。

- (8) 監査委員会の職務の執行につきまして生ずる費用に関する事項

取締役は、監査委員会が監査の実施に必要な費用を請求した場合、当該請求が合理的な範囲内である限り、速やかに対応いたします。

[運用状況]

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況につきまして重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

コンプライアンス部において、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び財務報告に関する教育及び研修を実施しております。また、内部通報制度を整備し、役職員が法令・社内規程違反またはその懸念を匿名で報告できる体制を構築しており、通報者の保護と迅速な問題解決に努めております。

内部監査人は、社内各部署及び当社グループ各社が、法令、定款、社会規範、社内規程等に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査委員会との相互協力の上、書類の閲覧及び実地調査により確認しております。また、内部監査人は、適宜複数の部署及び当社グループ各社に対して内部監査を行い、内部監査報告書を作成し、CEO・監査委員会宛に報告を行っております。

連結財政状態計算書

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
非流動資産		非流動負債	
有形固定資産	5,717	借入金	2,020
使用権資産	1,784	リース負債	992
のれん	16,648	繰延税金負債	2,033
無形資産	12,347	その他の金融負債	16,825
持分法で会計処理されている投資	391	その他の非流動負債	481
繰延税金資産	348	非流動負債合計	22,354
その他の金融資産	5,738	流動負債	
その他の非流動資産	81	営業債務及びその他の債務	1,600
非流動資産合計	43,057	借入金	1,325
流動資産		1年内返済予定の長期借入金	686
棚卸資産	3,752	リース負債	342
営業債権及びその他の債権	8,056	未払法人所得税	2,947
その他の金融資産	6,898	その他の金融負債	4
その他の流動資産	924	その他の流動負債	2,688
現金及び現金同等物	21,101	流動負債合計	9,594
流動資産合計	40,734	負債合計	31,948
資産合計	83,791	資 本	
		資本金	19,676
		資本剰余金	15,773
		自己株式	△15
		利益剰余金	5,644
		その他の資本の構成要素	9,240
		親会社の所有者に帰属する持分合計	50,320
		非支配持分	1,522
		資本合計	51,842
		資本及び負債の合計	83,791

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年1月1日)
(至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 収 益		26,840
売 上 原 価		△6,847
売 上 総 利 益		19,993
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△18,989	
研 究 開 発 費	△3,298	
そ の 他 の 収 益	527	
そ の 他 の 費 用	△1,704	△23,464
営 業 利 益 (△は 損 失)		△3,471
金 融 収 益		578
金 融 費 用		△1,750
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		9
税 引 前 利 益 (△は 損 失)		△4,634
法 人 所 得 税 費 用		△2,516
当 期 利 益 (△は 損 失)		△7,150
当 期 利 益 (△は 損 失) の 帰 属		
親 会 社 の 所 有 者		△4,244
非 支 配 持 分		△2,906
合 計		△7,150

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(自 2025年1月1日)
(至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	自 己 株 式	利 益 剰 余 金
2025年1月1日残高	13,276	6,626	△15	9,888
当期利益（△は損失）	—	—	—	△4,244
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益合計	—	—	—	△4,244
連結範囲の変動	—	—	—	—
支配継続子会社に対する 持 分 変 動	—	2,696	—	—
新 株 の 発 行	6,558	6,558	—	—
株 式 発 行 費 用	△159	△159	—	—
株 式 報 酬 取 引	—	—	—	—
新株予約権の発行	—	—	—	—
新株予約権発行費用	—	—	—	—
新株予約権の行使	—	—	—	—
新株予約権の失効	—	51	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△0	—
所有者との取引額合計	6,399	9,147	△0	—
2025年12月31日残高	19,676	15,773	△15	5,644

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資 合 本 計
	その他の資本の構成要素			親会社の所有者 に帰属する 持分合計		
	新株予約 権	在外営業活動 体の換算差額	合 計			
2025年1月1日残高	1,616	5,052	6,669	36,446	3,267	39,713
当期利益（△は損失）	—	—	—	△4,244	△2,906	△7,150
その他の包括利益	—	452	452	452	370	823
当期包括利益合計	—	452	452	△3,791	△2,536	△6,327
連結範囲の変動	—	—	—	—	△80	△80
支配継続子会社に対する 持分変動	—	—	—	2,696	871	3,567
新株の発行	—	—	—	13,117	—	13,117
株式発行費用	9	—	9	△308	—	△308
株式報酬取引	2,247	—	2,247	2,247	—	2,247
新株予約権の発行	10	—	10	10	—	10
新株予約権発行費用	△4	—	△4	△4	—	△4
新株予約権の行使	△70	—	△70	△70	—	△70
新株予約権の失効	△74	—	△74	△22	—	△22
自己株式の取得	—	—	—	△0	—	△0
所有者との取引額合計	2,118	—	2,118	17,665	790	18,456
2025年12月31日残高	3,735	5,505	9,240	50,320	1,522	51,842

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類の作成にあたっては、会社計算規則第120条第1項に基づき、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠し作成しております。

なお、同項後段の規定により、IFRSで要請されている記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 24社

主要な連結子会社の名称 上海ジェノミクス有限公司

GNI Hong Kong Limited

GNI USA, Inc.

Gyre Therapeutics, Inc.

Gyre Pharmaceuticals Co., Ltd.

Cullgen Inc.

Cullgen (Shanghai), Inc.

Cullgen Australia Pty Ltd.

上海リーフ国際貿易有限公司

Berkeley Advanced Biomaterials LLC

Berkeley Biologics LLC

マイクレン・ヘルスケア株式会社

株式会社ZOO LABO

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 2社

持分法適用会社の名称 OsDerma Medical, Inc.

Shanghai JIUCE Medical Device Technology Co., Ltd.

4. 連結の範囲又は持分法の適用範囲の変更に関する注記

(1) 連結の範囲の変更

2025年12月22日に、ガバナンス・パートナーズASIA投資事業有限責任組合について、当該ファンドから脱退し、出資関係を解消したため、同社を連結の範囲から除外しております。

2025年12月29日に、株式会社ZOO LABOの株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

5. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日と一致しております。

6. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産

金融資産は、契約条項の当事者となった場合に認識しております。営業債権及びその他の債権につきましては、これらの取引日に当初認識しております。当初認識時において、金融資産をその公正価値で測定し、金融資産が純損益を通じて公正価値で測定するものでない場合には、金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算しております。

負債性金融商品

償却原価で測定する金融資産

負債性金融商品としての金融資産は、以下の要件をともに満たす場合に償却原価で事後測定しております。

- ・当社グループのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額につきましては実効金利法を用いて算定しております。

資本性金融商品

公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品につきましては、公正価値で測定し、その変動を純損益を通じて認識しております。

② 棚卸資産

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定しております。

取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価が含まれております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。棚卸資産の原価は、主として移動平均法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しております。減価償却費の算定で使用されている見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物：3～39年
- ・機械及び装置：6～15年
- ・車両運搬具：4～5年
- ・工具、器具及び備品：3～10年
- ・使用権資産：2～5年

資産の減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用します。

② 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。当初認識後の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

無形資産は、経営者の判断に基づき使用可能となった時点から償却を開始しております。償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しております。償却費の算定で使用されている主な見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア：5年
- ・顧客基盤：15～25年
- ・ブランド：20年

資産の償却方法、見積耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用します。

研究開発費の処理

研究活動のための支出は、発生した期間の費用として認識しております。

開発（または内部プロジェクトの開発局面）における支出は、以下のすべてを立証できる場合に限り資産として認識することとしており、その他の支出はすべて発生時に費用処理しております。

- ・使用又は売却できるように無形資産を完成させる技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させ、更にそれを使用又は売却する意図
- ・無形資産を使用又は売却する能力
- ・無形資産が可能性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・無形資産の完成、それを使用又は売却のために必要となる財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

(3) のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して計上しております。のれんを企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分し、毎年一定の時期及びその資金生成単位に減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストにおいて資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額は減損損失として純損益で認識しております。

(4) 金融資産の減損に関する事項

当社グループは、償却原価で測定する金融資産につきましては、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。報告日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増大しているかどうかは、報告日ごとに当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、財務情報等の当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

ただし、営業債権につきましては、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが報告日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

当該金融資産が信用減損金融資産であるかどうかは、債務者による支払不履行又は滞納、当社グループが債務者に対してそのような状況でなければ実施しなかったであろう条件で行った債権の回収期限の延長、債務者又は発行企業が破産する兆候、活発な市場の消滅等により判断しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額を当初の実効金利で割り引いたものをそれぞれの債務不履行発生リスクでウェイト付けした加重平均として測定しております。

ある信用減損金融資産の全体又は一部分の将来の回収が現実的に見込めず、すべての担保が実現又は当社グループに移転された時に、直接減額されます。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額（貸倒引当金の減少額）を純損益で戻し入れております。

(5) 非金融資産の減損に関する事項

当社グループは、期末日において、有形固定資産及び無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を検討しております。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額を見積っております。また、耐用年数を確定できない、もしくは未だ使用可能ではないその他の無形資産につきましては、減損の兆候の有無にかかわらず毎年一定の時期に減損テストを実施しております。

回収可能価額の見積りにおいて、個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。資金生成単位とは、他の資産又は資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループをいいます。

回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは評価日における貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額は減損損失として純損益で認識しております。

(6) 短期従業員給付に関する事項

短期従業員給付につきましては、従業員が会社に勤務を提供したとき、当該勤務と交換に支払うことが見込まれる金額を割引かずに費用として認識しております。

(7) 収益の計上基準

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従い、以下の5つのステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業の履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、医薬品及び医療機器の販売を行っております。このような販売につきましては、顧客へ製品を引き渡した時点で、製品の支配が顧客に移転し、一時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

製品の販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量や販売金額に基づくリベートや値引き等を控除した金額で算定しております。

製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

ライセンス契約に基づく収益は、関連する履行義務の内容に応じて、一時点又は一定の期間にわたり認識しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれの機能通貨を定めており、各企業の計算書類に含まれる科目はその機能通貨を使用して測定しております。

外貨建取引は、当初は取引日における為替レートにより計上しております。

外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートにより円貨に換算し、その換算差額は当期の純損益として認識しております。

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の為替レートにより、収益及び費用は取引日の為替レートに近似する平均レートにより、それぞれ円貨に換算

しており、その換算差額はその他の包括利益を通じて認識しております。

在外営業活動体を処分する場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分時に純損益に振り替えております。

7. 重要な会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を設定することが義務付けられております。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合があります。

判断、見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及び将来の会計期間において認識しております。

重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断につきましては、現時点で入手し得る最新の情報に基づいて行っております。

当社グループの連結計算書類に重要な影響を与える可能性のある、会計上の判断、見積り及び仮定は以下のとおりです。

非金融資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	5,717百万円
使用権資産	1,784百万円
のれん	16,648百万円
無形資産	12,347百万円
減損損失	671百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、非金融資産の減損につきましては、(6. 会計方針に関する事項)に従って、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定において、将来のキャッシュ・フロー、割引率等につきまして仮定を設定しております。これらの仮定につきましては、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	36百万円
その他の非流動資産	4百万円

2. 棚卸資産の内訳

商品	189百万円
製品	1,050百万円
仕掛品	1,574百万円
原材料及び貯蔵品	937百万円

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	2,627百万円
使用権資産	704百万円
のれん	271百万円
無形資産	2,034百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増 加	減 少	当連結会計 年度末
普通株式（株）	50,168,243	5,513,826	—	55,682,069

(注) 普通株式の株式数の増加は、海外募集による新株式発行及び新株予約権の行使によるものです。

2. 新株予約権に関する事項

2025年12月31日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3,756,568株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要資金を自己資金及び借入金で賄っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されており
ます。当該リスクにつきましては、当社の社内規程に則り、取引先毎の債権期
日管理及び残高管理等を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、1年以内の支払期日です。なお、外
貨建営業債権債務等は、報告期間末日の為替レートをを用いて機能通貨に換算替
えすることに伴う、為替相場の変動リスクに晒されております。

借入金（流動負債）は、主に営業取引に係る運転資金の調達を目的としてお
り、変動金利であるため金利変動リスクに晒されておりますが、当社では、適
時に資金繰り計画等を作成・更新すること及び経済情勢や金融情勢を注視した
資金調達を実施することでリスク管理を行っております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 金融商品の公正価値

金融資産・負債の公正価値及び連結財政状態計算書における帳簿価額は以下
のとおりです。現金及び現金同等物におきましては、現金であること及び短期
間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから記載を省略
しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値
金融資産		
定期預金（3か月超）	2,413	2,413
債券	4,423	4,423
敷金保証金	119	114
貸付金	60	60
長期性預金	3,695	3,695
出資金	1,925	1,925
金融負債		
借入金	4,032	4,032
預り保証金	4	4
その他の金融負債（優先株式）	16,825	16,825

(2) 公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下のとおり算定しております。

(定期預金（3か月超）)

定期預金（3か月超）は満期日が1年以内と短期であり、公正価値は帳簿価額に近似しております。

(債券)

債券は、取引金融機関から提示された価格を公正価値としております。

(敷金保証金)

敷金保証金は契約ごとに分類し、その契約期間に応じて国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積っております。

(貸付金)

貸付金は、短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

(長期性預金)

長期性預金は、当初認識公正価値と実効金利法による償却原価及び取引価額に差異がなく、公正価値は帳簿価額に近似しております。

(出資金)

出資金のうち、上場株式の公正価値は期末日の市場価格によって算定しており、非上場会社の公正価値は類似企業比較法等に基づく評価モデルにより算定しております。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、変動金利による借入金であり、一定期間毎の金利変動について、更改期間が通常の期間を超えないことから公正価値は帳簿価額に近似しております。

(預り保証金)

預り保証金は、短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

(その他の金融負債(優先株式))

その他の金融負債(優先株式)は、投資額面を契約に基づく利率で割り引いて算定する方法により、公正価値を見積っております。この評価方法においては、割引率等の観察可能でないインプットを用いております。公正価値の測定には、10%の割引率を使用しております。

(上記以外の金融商品)

上記以外の金融商品は主に短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

(3) 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値は、公正価値の測定に利用するインプットを基に、それぞれのレベルを以下のように分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)市場価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能な指標を用いて測定された公正価値

レベル3：重要な観察可能でない指標を用いて測定された公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期首時点で発生したものとして認識しております。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

公正価値で測定される金融商品及び償却原価で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキー及び分類別開示は、以下のとおりです。

当連結会計年度（2025年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
償却原価で測定される金融資産				
定期預金（3か月超）	—	2,413	—	2,413
敷金保証金	—	114	—	114
貸付金	—	60	—	60
長期性預金	—	3,695	—	3,695
純損益を通じて公正価値を測定する金融資産				
債券	—	4,423	—	4,423
出資金	838	—	1,086	1,925
合計	838	10,707	1,086	12,632
金融負債				
償却原価で測定される金融負債				
借入金	—	4,032	—	4,032
預り保証金	—	4	—	4
その他の金融負債（優先株式）	—	—	16,825	16,825
合計	—	4,036	16,825	20,862

（注） 1. レベル3に分類した金融商品は、適切な権限者に承認された評価方針及び手続に従い、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は適切な権限者によりレビューされ承認されております。

2. レベル3に分類された出資金は、企業価値の上昇（下落）により公正価値は増加（減少）します。レベル3に分類したその他の金融負債（優先株式）は、割引率の下落（上昇）により公正価値は増加（減少）します。なお、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に見込まれる公正価値の増減は重要ではありません。

収益認識に関する注記

当社グループは、医薬品事業及び医療機器事業を基本にして組織が構成されており、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上収益として表示しております。また、売上収益は顧客の所在地に基づき地域別に分類しております。これらの分解した売上収益と各報告セグメントの売上収益との関連は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	医薬品事業	医療機器事業	合計
日本	808	—	808
中国	18,350	154	18,504
米国	0	7,527	7,527
合計	19,158	7,681	26,840
顧客との契約から認識した収益	19,158	7,681	26,840

(1) 医薬品事業

医薬品事業では、医薬品の研究開発、製造、販売及び受託研究等を行っており、国内外の卸売業者、医療機関、研究機関等を主な顧客としております。

①医薬品事業における製品の販売につきましては、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

②医薬品事業における受託研究につきましては、研究成果を顧客に引き渡した時点で、顧客は研究成果の内容を活用することができ、支配が顧客に移転したと考えられることから、その時点で収益を認識しております。

③ライセンス契約に基づく収益は、関連する履行義務の内容に応じて、一時点又は一定の期間にわたり認識しております。

これらの製品の販売及び受託研究による収益は、顧客との契約に係る取引価額で測定しております。

また、製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として3か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 医療機器事業

医療機器事業では、生体材料を含む医療機器の研究開発、製造及び販売を行っており、国内外の卸売業者、医療機関等を主な顧客としております。

医療機器事業における製品の販売につきましては、製品の支配が顧客に移転した

とき、すなわち製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価額で測定しております。

また、製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素等は含んでおりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	903円93銭
2. 基本的1株当たり当期利益(△損失)	△80円90銭
3. 希薄化後1株当たり当期利益(△損失)	△80円90銭

(注) 希薄化後1株当たり当期利益(△損失)について、ストック・オプションの行使に伴う希薄化性潜在株式が1,927,399株ありますが、逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり当期利益(△損失)の計算から除外しております。

重要な後発事象に関する注記

(連結子会社における組織再編)

当社の連結子会社であるGyre Therapeutics, Inc. (以下「GYRE」)は、2026年3月2日に、当社の連結子会社であるCullgen Inc. (以下「Cullgen」)を完全子会社化することについてCullgenと合意し、買収契約(以下「本取引」)を締結しました。本取引は、2026年12月期の第2四半期に完了予定であります。

(1) 本取引の概要

本取引は、2025年12月19日付で適時開示したとおり、Cullgenが早期上場の実現に向けた選択肢を検討していた中で、CullgenはGYREから買収提案を受け、協議を重ねた結果、合意に至ったものです。

買収完了後、CullgenはGYREの完全子会社となります。統合後の新会社は、米国ならびに中国を拠点とし、創薬から製造、商業化までを網羅する機能を備えた完全統合型バイオ医薬品企業となり、炎症性疾患、がん、疼痛など複数の治療領域をカバーします。

(2) 連結業績への影響

本取引完了による連結財政状態計算書及び連結損益計算書における影響について、現在算定中です。

(連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書)

独立監査人の監査報告書

2026年3月4日

株式会社ジーエヌアイグループ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 井 達 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 川 義 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジーエヌアイグループの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会社は、重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社の連結子会社であるGyre Therapeutics, Inc.は2026年3月2日に、会社の連結子会社であるCullgen Inc.（以下「Cullgen」を完全子会社化することについてCullgenと合意し、買収契約（以下「本取引」）を締結し、2026年12月期の第2四半期に本取引は完了予定である旨を開示している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適

切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,314	流 動 負 債	11,431
現金及び預金	11,820	買掛金	8
売掛金	10	短期借入金	1,325
未収入金	272	1年内返済予定の長期借入金	666
短期貸付金	1,199	未払金	9,004
前払費用	15	未払費用	11
その他	0	未払法人税等	408
貸倒引当金	△3	預り金	6
固 定 資 産	35,529	固 定 負 債	2,022
有 形 固 定 資 産	3	長期未払金	22
建物附属設備	1	長期借入金	1,989
工具、器具及び備品	1	資産除去債務	4
投資その他の資産	35,526	繰延税金負債	6
投資有価証券	838	負 債 合 計	13,453
関係会社株式	30,798	(純 資 産 の 部)	
関係会社出資金	1,889	株 主 資 本	35,377
長期貸付金	2,337	資 本 金	19,855
敷金	28	資 本 剰 余 金	19,800
貸倒引当金	△365	資 本 準 備 金	19,815
資 産 合 計	48,844	その他資本剰余金	△14
		利 益 剰 余 金	△4,277
		その他利益剰余金	△4,277
		繰越利益剰余金	△4,277
		自 己 株 式	△1
		評価・換算差額等	△9
		その他有価証券評価差額金	△9
		新 株 予 約 権	23
		純 資 産 合 計	35,391
		負 債 純 資 産 合 計	48,844

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2025年1月1日)
(至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		21
売 上 原 価		△18
売 上 総 利 益		3
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		△665
営 業 損 失 (△)		△662
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	144	
為 替 差 益	83	
そ の 他	1	229
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	△106	
株 式 交 付 費	△410	
貸 倒 引 当 金 繰 入	△368	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	△630	△1,516
経 常 損 失 (△)		△1,948
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	0	0
特 別 損 失 (△)		
固 定 資 産 除 却 損	△0	
関 係 会 社 出 資 金 売 却 損	△104	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	△278	△384
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△2,333
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		518
法 人 税 等 調 整 額		△6
当 期 純 損 失 (△)		△1,820

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日)
(至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	繰越利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金			
2025年1月1日残高	13,296	13,256	△14	△2,456	△0	24,080	
事業年度中の変動額							
新株の発行	6,558	6,558	—	—	—	13,117	
新株予約権の発行	—	—	—	—	—	—	
新株予約権の行使	—	—	—	—	—	—	
新株予約権の失効	—	—	—	—	—	—	
自己株式の取得	—	—	—	—	△0	△0	
当期純損失(△)	—	—	—	△1,820	—	△1,820	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	6,558	6,558	—	△1,820	△0	11,296	
2025年12月31日残高	19,855	19,815	△14	△4,277	△1	35,377	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
2025年1月1日残高	△2	△2	13	24,091
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	13,117
新株予約権の発行	—	—	10	10
新株予約権の行使	—	—	△0	△0
新株予約権の失効	—	—	△0	△0
自己株式の取得	—	—	—	△0
当期純損失(△)	—	—	—	△1,820
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△6	△6	—	△6
事業年度中の変動額合計	△6	△6	9	11,299
2025年12月31日残高	△9	△9	23	35,391

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

関係会社出資金・関係会社株式
移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	2年～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益につきましては、商品の販売を行っております。商品の販売におきましては、商品の引渡時点でのその支配が顧客へ移転して、履行義務を充足するものと判断し、原則として、引渡時点において収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

株式交付費につきましては、支出時に全額費用として処理しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式及び関係会社出資金の評価

関係会社株式	30,798百万円
関係会社出資金	1,889百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び関係会社出資金の評価に関して、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性を考慮した上で、減損処理を実施しております。当該評価における回復可能性及び実質価額における超過収益力等の判定は、対象会社の経営計画に基づいております。当該見積りは将来の不確実な経済条件の影響を受けるため、翌事業年度の計算書類に計上される関係会社株式及び関係会社出資金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	38百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,416百万円
長期金銭債権	2,337百万円
短期金銭債務	8,908百万円

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
仕入高	18百万円
営業以外の取引高	
受取利息	139百万円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	13,550	93	一	13,643

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、現物出資差額等の否認ですが、その金額につきまして評価性引当金を計上しております。

繰延税金負債6百万円の発生の原因は、子会社株式の取得に伴い発生した取得関連費用の税務上の損金算入によるものです。

11. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
上海ジェノミクステクノロジー有限公司	所有 間接 65.00%	グループ経営管理、役員 の兼任等	試薬仕入 (注1)	18	買掛金	8
上海リーフ国際貿易有限公司	所有 間接 80.00%	グループ経営管理 等	資金回収 (注2)(注5)	2	短期貸付金	3
			受取利息 (注2)	3	長期貸付金	365
GNI Hong Kong Limited	所有 直接 74.45% 間接 25.55%	グループ経営管理、役員 の兼任等	子会社株式譲受 (注3)	-	未払金	8,896
					未収入金	0
Berkeley Advanced Biomaterials Inc.	所有 直接 100.00%	グループ経営管理、役員 の兼任等	資金貸付 (注2)	-	長期貸付金	1,100
			受取利息 (注2)	88	短期貸付金	800
Berkeley Biologics LLC	所有 間接 100.00%	グループ経営管理、役員 の兼任等	資金貸付 (注2)	217	未収入金	131
			受取利息 (注2)	5	長期貸付金	108
Cullgen ShangHai	所有 間接 48.36%	グループ経営管理、役員 の兼任等	資金貸付 (注2)	217	短期貸付金	108
			受取利息 (注2)	5	未収入金	5
Cullgen ShangHai	所有 間接 48.36%	グループ経営管理、役員 の兼任等	内部監査室業務委託費用 (注4)	7	未払金	4
GNI USA, Inc.	所有 直接 98.86% 間接 1.14%	グループ経営管理、役員 の兼任等	資金貸付	-	長期貸付金	763
			資金回収 (注2)		短期貸付金	287
			受取利息 (注2)	42	未収入金	76

(注)1. 上海ジェノミクステクノロジー有限公司との取り決めに基づき取引価格を計上しております。

(注)2. 資金の貸付につきましては、貸付先の財政状況を勘案して決定しております。

(注)3. GNI Hong Kong Limitedが保有していた子会社株式Gyre Therapeutics, Inc. (米国ナスダック市場上場)を2023年10月に当社が市場価格で買取りました。未払金残高は、主として、当該株式の譲受によるものです。

(注) 4. 中国子会社の内部統制業務を業務委託としております。

(注) 5. 上海リーフ国際貿易有限公司への貸倒懸念債権について、368百万円の貸倒引当金を計上しております。なお、当該債権に係る利息については計上しておりません。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	635円34銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△34円71銭

13. 重要な後発事象に関する注記

(子会社への貸付)

当社は、連結子会社であるBerkeley Biologics LLCとの間で、2026年2月17日付で短期融資契約書を締結し、2026年2月23日付で貸付を実施しております。

2026年2月17付 短期融資契約内容

資金使途 運転資金

貸付金額 1,214百万円

貸付実行日 2026年2月23日

貸付利率 3.495%

(計算書類に係る会計監査人の監査報告書)

独立監査人の監査報告書

2026年3月4日

株式会社ジーエヌアイグループ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 新 井 達 哉

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 今 川 義 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーエヌアイグループの2025年1月1日から2025年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし

て存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(監査委員会の監査報告書)

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第25期事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下の通り報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また子会社については、子会社の取締役及び執行役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）につき検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制の評価及び監査は未了です。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月4日

株式会社ジーエヌアイグループ 監査委員会

監査委員 指 輪 英 明 ㊟

監査委員 菊 池 加 奈 子 ㊟

監査委員 松 岡 真 宏 ㊟

(注) 監査委員指輪英明、菊池加奈子及び松岡真宏は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上